トに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているホトケドジョウ、準絶滅危惧として掲載されているミサゴ、トウキョウダルマガエル等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているエビネ等その他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについては、専門家の指導助言を受け、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、必要な保全措置を講ずることで、周辺に同様の生息環境が広く残されていることなどから影響は小さいとされている。

なお、オオタカ、ハヤブサ及びミサゴについては、工事の施工に当たり工事制限時期を設定するなど、ヒビキについては、適切な場所への移植するなどの保全措置を講ずることとしている。

加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が３箇所存在するが、起業者は、群馬県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3)　事業計画の合理性

本件事業は、現道における災害危険箇所を避けるとともに交通混雑の緩和を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第３種第２級の規格に基づく２車線の道路を現道のバイパスとして建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、３案による検討が行われている。ルートの決定に当たっては、社会的、技術的及び経済的諸条件に基づき、総合的に検討した結果、用地取得面積や支障物件が最も少なく、施工性に優れ、全体事業費が最も廉価であることから、最も合理的である案を採用していると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う市道及び町道の付替工事についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第４号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

３(1)で述べたように、現道は交通混雑が発生していることなど、交通混雑の緩和等を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、１市４町３村で構成される上信自動車道建設促進期成同盟会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられているところから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　群馬県渋川市役所及び吾妻郡東吾妻町役場

第６　収用又は使用の手続きが保留されている起業地　群馬県渋川市金井字東裏地内

○中部地方整備局告示第七十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年五月十二日

中部地方整備局長　茅野　牧夫

路線名	供用開始の区間				図面縦覧場所		
百五十三号	長野県下伊那郡平谷村一番一四〇地内				中部地方整備局及び同局飯田国道事務所		
供用開始の期日	平成二十八年五月十二日						

その関係図面は、平成二十八年五月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

国会事項

衆　議　院

要求書受領

内閣から、国家公務員倫理審査会設置法第七条第一項の規定により、本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

内閣から、日本放送協会経営委員会委員に中西一夫委員及び渡邊博美を任命したいので、放送法第三十一条第一項の規定により、本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

内閣から、日本銀行政策委員会審議委員に西田昌司を任命したいので、日本銀行法第二十三条第二項の規定により、本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

内閣から、労働保険審査会委員に品田充儀及び木村幸俊を任命したいので、労働保険審査会法第二十七条第二項の規定により、本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

内閣から、社会保険審査会委員に瀧澤幸雄を任命したいので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二条第一項の規定により、本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

議案提出

委員長提出

教育の機会均等の確保に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

参　議　院

議事日程

議事日程第二十五号

平成二十八年五月十一日（水曜日）

第一　午前十時開議

第一　本国と米国との投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とオマーン国との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

第二　本国とイラン・イスラム共和国との投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とイラン・イスラム共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

第三　株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第四　特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）

第五　原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案（財務金融委員長提出）

議案送付

五月十日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案

消費者契約法の一部を改正する法律案

質問書提出

五月十日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

平成二十八年度診療報酬改定にかかる薬剤に関する質問主意書（鴬尾英一郎）

歴管理指導料に関する質問主意書は次のとおり提出）